

# 前回（第2回）までの専門調査会で出された意見等の整理

参考資料2

平成22年12月  
消費者庁企画課

問題項目	集团的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等
集团的消費者被害の実態について	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 最近の消費者被害の相談事例として、参考資料3（第二回専門調査会）に示したように60歳以上の高齢者からの相談が増えている。特徴的なのは、被害者自身以外からの相談の割合が増えていることであり、このことは自身が被害にあっていないことを認識できない、もしくは認識しても申し出られないということを示している。</li><li>○ 被害事案の中には、共通争点があきらかにしているものと、抽象的なものがある。</li><li>○ 弁護団を作ると個人で訴訟をするよりも被害や勧誘方法の実態が明らかになりやすく、集团的に訴訟を行った方が個々に訴訟を行うより相手方に対する交渉力が高まり、被害回復が図りやすい面がある。</li><li>○ 適格消費者団体の活動として差止請求を行っているが、約款の是正といった一定の成果がある一方で、過去に遡った被害回復については事業者に応じてもらえず、差止請求には限界がある。</li><li>○ 被害者が被害回復困難なのは、事案の解明が困難というものだけではなく、法律的な分析が困難な場合もあるのではないか。</li><li>○ 先行きが見えない段階での訴訟の提起には負担感があり、被害金額の多寡よりもこの負担感が権利行使の障害となっているように思われる。</li><li>○ 訴訟の結果があきらかにしても、同種事件が多数訴訟係属するということがない場合もあり、被害回復が図られない理由が別のところにあるのではないか。</li></ul>

問題項目	集团的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等
救済制度の在り方及び対象となる事案について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象となる事案は、必ずしも少額に限った話に限るものではないように思われる（少額の定義はまた論点であるが）。</li> <li>○ 詐欺的で悪質な消費者被害の事案にどのように行政として取り組むかが問われているのではないか。</li> <li>○ 消費者は誰かが行動を起こすまで被害を認識できず、悪質な事案だけを対象にすればよいというものでもない。</li> <li>○ 被害が定型的な事案であっても被害者を特定できなければ、訴訟手続に乗せることは困難であり、個人の賠償につながらない。被害者に分配できない場合には、近似的配分をすればよいではないかという議論もあるが、手続法のみでできることではなく、実体法的な措置が必要である。</li> <li>○ 被害者が特定できない場合は訴訟制度の対象とすべきではないという意見があるが、特定できない被害者をどう掘り起こすかという問題であり、検討の対象からはずすべきではない。</li> <li>○ 議論のはじめから被害者が特定できない事案を訴訟制度の対象から排除すべきではないように思われる。</li> <li>○ 被害と認識していないような場合にまで被害が掘り起こされ、濫訴的に訴訟が起こされるのは許容できず、制度の検討の前に何を制度の対象とするかを精査する必要がある。</li> <li>○ 検討する制度の目的はある程度特定すべきであるが、一つの制度で多くのタイプの被害事案に対応することは難しいのではないか。</li> <li>○ 訴訟制度と経済的不利益賦課制度との関係を議論することは必要である。例えば、被害者が特定できないような事案について、経済的不利益賦課をすることが考えられるが、当初被害者が不明でもその後被害者が明らかになる場合もあり得、被害者が明らかになった場合には、賦課金と損害賠償請求との調整は必要ではないか。</li> </ul>

問題項目	集团的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等
現行制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選定当事者制度が使われていないとされるのは、制度のシステムがおかしいのではなく、民事訴訟法第 30 条のみで規定し、他の細かい手続規定がまったく法に書いていないことに原因にあるのではないか。</li> </ul>

問題項目	集团的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等
手続モデルについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ C案は消費者の負担が軽い手続であるが理論的課題も多く、A案も加えて幅広い事案を対象とすべきと考えている。</li> <li>○ 判決効が片面的に拡張して誰かが勝つまで訴訟が起こされ続けるという問題は、A案でも制度の立て方によってはあり得るのではないかと。</li> <li>○ C案のデメリットとして対象となる事案に限られるとあるが、当てはめることが可能な事案には積極的に当てはめていくということも可能ではないかと。</li> </ul>

問題項目	集团的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等
通知・公告について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ A案に比べB、C案の通知・公告は、権利を失わせる手続であるのだから、広告に近い通知・公告であるA案に比して実質的に重くなるのは必然ではないかと。</li> <li>○ 通知・公告はどの手続モデル案を採用したとしても、被害者を掘り起こそうとすれば、それなりに重い手続になるのであり、通知・公告の簡略化がはかれるか、厳格なものが必要かという点について、メリット・デメリットとして挙げるべきではないかと。</li> <li>○ 通知・公告は、官報に掲載することで十分といえ、失権効があるから、重たくなるというものではないのではないかと。</li> <li>○ 個々の請求権が実質上行使できないことを勘案すれば、失権手続としても重たい手続にはならないように思われる。</li> <li>○ 権利を失わせる手続である以上、数回の通知・公告が必要な場合もあり得、簡易な手続はとり得ないように思われ、アメリカでも、知れている者への個別通知は省略できない。</li> <li>○ 他人の権利を行使することを許容するのと、権利が消滅するのとは異なる問題であり、他人の権利を行使することを許容するオプトアウト制度と、自己の権利が失われる破産手続を同じフェーズで考えることはできないのではないかと。</li> <li>○ 我が国では、通知・公告の費用負担を裁判所（国）に求めることには限界があるのではないだろうか。</li> <li>○ 被害者の中には、家族に知られたくない等から個別に通知してもらいたくない人もいるので、配慮が必要で、通知・公告は、事件がどれだけメディアで報道されるかによって効果が変わってくるのではないかと。</li> <li>○ 仮に新聞に公告を載せるとすれば一回あたり1,000万円以上かかり、個別の通知としても郵送代も無視できず、かなりの負担になる。だからといって、簡略化すればよいというものではなく、破産手続等の他制度における通知・公告と比較しての検討をすべきである。</li> </ul>